

さいたま市監査委員告示第16号

地方自治法第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人中澤仁之の監査の事務を、次の者に補助させることについて協議が調ったので、次のとおり告示する。

令和8年4月28日

さいたま市監査委員 井山剛之
同 工藤道弘
同 阪本克己
同 金井康博

氏名	住所	補助させる期間
大塚 健一	埼玉県富士見市鶴瀬東2丁目7番23号	地方自治法第252条の32第2項に規定する告示の日から令和9年3月31日まで
織田 智美	埼玉県所沢市旭町28番17号	
佐久間仁志	埼玉県川越市岸町2丁目28-12 ルミエールA201	
中井 真人	埼玉県越谷市千間台西5丁目24番地52	
西川 直宏	埼玉県川越市通町20番地2 プレシス本川越ルミナス1001号室	